

阿南市版「ラーケーションの日」について

(実施要項)

1 目的について

児童生徒が保護者等と一緒に、授業日に校外（家庭や地域等）において体験活動や探究の学び等を自ら企画し実行することとおして、自ら学び考える力を育成するとともに、保護者等の休みに合わせて、家族と過ごす時間を確保し、子どもの今の生活を振り返り、今後についてゆっくりと話し合う機会を創出する。

2 内容について

保護者の申請によって、目的に即した活動等を行うことにより、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

3 対象について

阿南市立小・中学校に在籍する児童生徒とする。

4 制度の導入について

令和8年度（令和8年4月1日）から導入する。

5 取得日数及び取扱について

- (1) 1日単位で取得するものとし、時間単位の取得は認めない。
- (2) 年度内（毎年4月1日～翌年3月31日の間）に3日まで取得可能とし、連続して取得することを可能とする。ただし、取得しなかった残りの日数を次年度に繰り越すことはできない。
- (3) 取得した日の取扱は、学校に登校しなくても欠席としない、「出席停止・忌引等」とする。（出席簿、指導要録等）

6 取得の条件について

- (1) 児童生徒のみでの活動は認めず、保護者と一緒に活動することとする。ただし、各家庭により特別な事情が認められる場合は、祖父母や成人した兄弟等「保護者が同意した親族」であることを要件として、保護者以外の者に代えることができる。
- (2) 保護者が事前に学校へ申請手続きを行うことで取得できるものとし、過去の活動を適用することはできない。
- (3) 学校行事やテスト期間中等、学校が定める「取得できない日」は、「ラーケーションの日」を取得できない。

<「取得できない日」の例>

- ・儀式的行事の実施日（入学式、卒業式など）
- ・学校行事の実施日（運動会、体育祭、文化祭など）
- ・検診・検査の実施日（内科検診、心電図検査など）
- ・校外学習の実施日（修学旅行、遠足、宿泊学習など）
- ・テスト等の実施日（定期テスト、基礎学力テストなど）
- ・全国学力・学習状況調査、県学カステップアップテストの実施日
- ・その他、学校が定める日

7 申請方法について

- (1) 児童生徒が保護者とともに「ラーケーションの日」の内容を企画し、保護者は、学校が定める期日までに『「ラーケーションの日」届出書（様式1）』（以下「届出書」）に必要事項を記入して、児童生徒が在籍する学校に提出する。
- (2) 「届出書」を受け付けた学校は、児童生徒の安全管理のため、保護者に対して申請内容を確認し、必要に応じて資料等の提出を求める。

8 「ラーケーションの日」実施後の対応について

- (1) 児童生徒は、保護者とともに活動の振り返りを行い、学んだことや体験したことなどを、今後の学校生活や日常生活にどのように活かしていくか家庭で話し合う。
- (2) 学校への「実施報告書」等の提出は、原則求めない。
- (3) 「ラーケーションの日」を取得したことで受けることができなかった授業等の内容は、家庭で補うものとする。

9 その他

- (1) 「ラーケーションの日」における給食費は、申請時点で給食停止が可能であれば発生しない。